

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第4項の規定に基づき、独立行政法人経済産業研究所の理事を任命したので以下のとおり公表する。

独立行政法人経済産業研究所 理事長 矢野 誠

独立行政法人経済産業研究所の理事 吉田 泰彦
(令和3年7月6日付け発令)